

介護保険サービスとの併給を希望する際の手続きの流れ  
(非定型審査会に諮る場合)

①障がい福祉課へ事前相談



②要介護状態区分の変更申請



③併給の条件に該当するか確認 (別紙「支給決定基準」を参照)



④障がい支援区分認定の申請書類を提出

- ④・支給申請書(様式第1号)
- ・同意書(別紙3)
- ・委任状
- ・その他必要書類

⑤認定・概況調査の実施 → 認定審査会 → 障がい支援区分の決定



④～⑤まで、約1ヶ月半程度の期間を要します。

認定審査会:鳥取県東部広域行政管理組合で実施

居宅介護…区分1以上  
生活介護…区分3以上(50歳以上は2以上)

⑥併給に関する申請書類の提出



- ⑥・介護サービス計画(ケアプラン)[案]
- ・居宅サービス計画書[案]
- ・週間サービス計画表[案]
- ・サービス利用票[案]
- ・非定型審査関係資料(Excelファイル)←障がい福祉課から提供します。
- ・その他必要書類(対象者に応じて必要)

⑦障がい福祉課で書類の内容審査、ケアマネジャーへの聞き取り

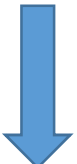


⑧併給が妥当と思われる場合、決裁後、非定型審査会に諮る



非定型審査会:鳥取県東部広域行政管理組合で実施

⑨非定型審査会の審査結果について連絡



⑥～⑨まで、約1ヶ月半程度の期間を要します。



⑩ 非定型審査会で併給が妥当と認められた場合、必要書類を提出



- ⑩ ・ 居宅サービス計画書 【※ 障害福祉サービス併給後の計画書】
  - ・ 週間サービス計画表 【※ 障害福祉サービス併給後の計画表】
- ※ 居宅サービス計画において、「同意日・署名・捺印」があるものがが必要です。

⑪ 支給決定通知とサービス受給者証を交付



⑩～⑪まで、約1週間程度の期間を要します。

⑫ 利用者とサービス提供事業者と契約締結



⑬ サービス利用開始